

2017 年金 3: 秋学期講義 現代哲学講義、認識論

講義題目: 共有知とは何か?

第5回講義 (20171110)

<サールに関する補足説明>

#サールの志向性論について

- ・サールは、『志向性』において動物も志向性を持つという。

「志向性を言語で説明するに際して、志向性が本質的かつ必然的に言語的なものだということはない。その反対に、通常の意味では言語をもたず、発話行為をしない幼児や多くの動物たちでさえも、志向的な状態にありうることは明らかであるようにおもわれる。」(サール『志向性』坂本百大監訳、誠信書房、7)

「動物たちが言語を使わないにもかかわらず、われわれがこれに志向性を認めざるを得ないようには、二つほど理由がある。第一に、動物の志向性についての因果的な基本が人間の場合にきわめてよく似ていること、たとえばこれが犬の目、これがその皮膚、これがその耳、などのことをわれわれは見取ることができる。第二に、われわれは犬の行動を別の仕方では理解できない。」(同訳、7)

「言語は志向性から発生したものであって、その逆ではないのである。」(同訳、7)

(心の哲学に関して、サールは、コンピュータは心をもちえず、人間は、生物であるから心もちうると主張する(心の哲学における「生物学主義」)。彼がこう考える理由は、生物のみが、志向性を持ちうると考えることにあるのだろう。彼の言う「中国人の部屋」は言語を使用できるようにふるまうが、しかし志向性を持っていないので、言語を使用していない、ということになるのだろう。「言語は志向性から発生したものであって、その逆ではないのである。」)

- ・サールは、*Making the Social World*では、人間(と多くの社会的動物)が集団的志向性をもつ、と考える(p.43)。

・サールは志向性を知覚、記憶、信念、事前意図、行為内意図、願望の3つに区別する。これらは自己反省的であるので、動物は、これらを持たないだろう。しかし、これらの志向性の「前言語的形式」をもつのだろう。これらの志向性の言語的形式は、発話内行為となる。

サールは、発話内行為を、主張型、行為指示型、行為拘束型、表現型、宣言型に分類するが、宣言だけは、対応する「前言語的形式」の志向性を持たないという。

「宣言の前言語的な類比物はない。前言語的志向状態は、事実をすでに存在するものとして表象することによって世界の中に事実を創造することはできない。これの注目すべき性質は言語を要求する。」(*Making the Social World*, 69)

#サールによる、集団的志向性の区別

サールは、*Making the Social World*, p.50では、集団的志向性の3段階を考えているように読める。

集団的志向性の前言語的形式(人と動物) → 会話の集団的志向性 → コミットメント
 ground-floor 50 human Background promise

しかし、次の引用に言われているように言語を話すときには常にコミットメントがともなうとするならば、上記の第二段階と第三段階の区別はないというべきだろう。

「言語は、公的義務の基礎的な形式である。私は、＜破棄できない義務という公的な想定を含んでいる＞という完全な意味では、言語なしにはそのような義務は存在しない、と主張している。私はいまや、**あなたが一旦言語をもつなら、あなたが義務を持つことは不可避である**、と論じている。なぜなら、あなたが、コミットメントを作り出すことなしに、言語の慣習に従って遂行された言語行為を明示化する方法は無いからである。[…]約束はそのタイプの範例であり、言語行為の他の全ての種類の言語行為：命令、感謝、謝罪、などに影響している。」(pp. 82、83)

したがって、サールは、集団的志向性（We 志向性）を次の二種類に分けているのではない。

- ①I 志向性に還元できる We 志向性（相互知識でその基礎を説明できる We 志向性）
- ②I 志向性に還元できない We 志向性（個人では廃棄できない義務をともなう We 志向性）

言語的なすべての集団的志向性は②であり、その We 志向性は、I 志向性に還元されない。

＜前回ミニレポート課題＞

- ・主張や約束のコミットメントは、I 志向性に還元できると思いますか、できないと思いますか？その理由も書いて下さい。
- ・もし還元主義者ならば、どのようにして還元するとおもいますか？

双務契約の義務をどう説明するか？

事例：

＜X と Y がある契約 C「X は Y に a を与え、Y は X に b を与える」を 2017 年 11 月 10 日に結ぶとしよう。

契約書には、

「2017 年 11 月 11 日に、X は Y に a を与え、Y は X に b を与える。
2017 年 11 月 10 日 X の署名、 Y の署名」

と書かれており、署名がなされているとしよう。

このとき、両者とも、契約を一方的に破棄することはできず、また、相手に履行を要求する権利がある¹。

¹ もし一方がそれを履行しなければ、他方にはその履行の義務はなくなる。しかし、各人の履行の義務は、相手が履行することによって発生するのではない。契約によって発生するのである。つまり、この契約は次のようなものではない。

「もし X が Y に a を与えるならば、Y は X に b を与える。また、もし Y が X に b を与えるならば、X は Y に a を与える。

2017 年 11 月 10 日 X の署名、Y の署名」

この場合には、互いに a と b を交換しなくても、契約違反にはならない。この契約の場合には、一方的に破棄するとは、つぎのような場合である。もし X が Y に a を与えたにも関わらず、Y が X に b を与えなければ、Y は一方的に破棄したことになる。こ

この契約が完了する時、契約について次のような（還元主義的な）相互知識が成り立っているだろう。

「XとYが契約Cを結んだことを、Xが知っていることを、Yが知っていることを、Xが知っていることを、・・・（以下無限に反復可能）」

このとき、両者の権利と義務についての命題P「両者とも、契約を一方的に破棄することはできず、また、相手に履行を要求する権利がある」についてもまた次のような（還元主義的な）相互知識が成り立っているだろう。

「XとYがPを認めていることを、Xが知っていることを、Yが知っていることを、Xが知っていることを、・・・（以下無限に反復可能）」

サールは、このような還元主義的な相互知識が不可能であると考えているのではなく、このような相互知識は可能であるが、しかし、それでは約束の義務や、協力関係の規範性を説明できないと主張したいのである。

ところで、上記のような相互知識が可能であるならば、それで約束の義務は説明できているのではないだろうか。

全体論者ならば、次のように反論するかもしれない。約束の責務は、相手が履行したときに成立するのではなくて、相手が履行する前から成立している。しかし、それは相手が履行しなければ、解消する。つまり、約束におけるXの責務とYの責務は、相互依存的に結合している。したがって、約束による責務は、I志向性には還元できない。

<ミニレポート課題>

- ・約束による責務は、I志向性に還元できるでしょうか、還元できないでしょうか。（もう一度考えて書いて下さい。）
- ・もし、この問題設定への、質問、反論、があれば、それを書いてください。

§ 4 共有知の限界と法

サールも、ギルバートも含めて、ほとんどの共有知の議論は、共有知（ないし類似の概念）によって、社会的事実や社会制度の成立を説明しようとする。しかし、共有知の成立を厳密に考える時、共有知を持てる人数には限界があるのではないだろうか。

1 代理人による契約と共有知

・もし代理人を介するコミュニケーションでは、共有知は成立しないとすれば、共有知は、人数の限界をもつ。しかし、もし代理人を介する契約でも共有知が成立するのだとすれば、共有知の人数制限は拡大するだろう。

事例Aの契約を両者ないし一方が代理人を通して行つたとしよう。ところで、共有知は直接に話すことによって成立するが、第三者をとおして対話する限り共有知は成

の場合には、YにはXにbを与える責務が生じるし、それを一方的に破棄することはできない。

立しない、ということを第一回講義で述べた。しかし、この契約が完了する時、契約について次のような相互知識（ないし共有知）が成り立っているだろう。

「XとYが契約Cを結んだことを、Xが知っていることを、Yが知っていることを、Xが知っていることを、・・・（以下無限に反復可能）」

なぜ、このような相互知識がここで成立するのだろうか。

なぜなら、XとYは、直接にあってはいるが、契約書にそれぞれ直接に署名しており、同じ二部の契約書を、それぞれ一部受け取っている。各人は、その契約書をみることによって、上記の相互知識ないし共有知を持てるのである。互いの署名を直接見ることは、互いの声を直接聞くことと同じように機能する。

文字の機能は、時間的空間的に離れた人に伝言できるということだけではない。代理人を通じて離れた人との間に共有知を形成できる。

- ・こうして、代理人にを介した契約によって、共有知をもてる人数の制限が拡大するでしょう。しかし、それでも契約には人数の制限があるのではないか。
- ・もし法律が、契約の一種であると言えるならば、共有知の範囲は限界を持たないだろう。

2、法律は共有知によって成立するのではない。

#法律は、国会議員の多数決で決定する。選挙で選ばれた国会議員は、契約の代理人のような意味では、代理人ではない。国会議員は法律を国会議員の多数決で決定することについては、憲法（？）で決められている。憲法は、権利上は、旧憲法の改正条項によって、設定された？旧憲法は明治天皇の名のもとに制定された？これらの正確な詳細な事実がどうであれ、それらのことは共有知になっていない。ということは、法律の規範性は、約束の規範性とは異なる異質なものである。

このように言えるとすれば、法律によって、共有知の限界をさらに拡張するということはできない。

#むしろ、共有知の人数に限界があるからこそ、法律が必要になったのではないだろうか。もしそうなら、法律による義務を共有知によって説明することはできない。したがって、共有知（ないし類似の概念）によって、社会的事実や社会制度の成立を説明したり、正当化したりすることはできない。

それとも社会制度の基礎的なピースを共有知で構成して、後はそれを論理的に結合して、複雑な、かつ大人数の社会制度を構成するのだろうか。同じような疑問が、言語の公共性についても生じる。

3、言語の公共性は、共有知を必要とするのか、しないのか？

#私的言語は不可能であり、言語は公共的でなければならないでしょう。

・もし、ある言語の規則に従っていることが、その言語使用者たちの共有知になっていることが必要だとすると、その言語使用者の人数が多くなると、共有知の限界に達するだろう。このとき、何がおこるだろうか？

#規則に従うことは、一人ではできないが、二人ならできる。しかし、二人がともに間違えている可能性がある。人数が増えれば次第に、確実性がたかまる。しかし、もし、千人、1万人、10万人と数触れるほど、異議を唱える人が出てくる可能性がたかまる。人数が増えると、逆に規則に従う

ことについての疑義が生じるだろう。人数が多くなると、規則についての共有知は期待できなくなる。

<ミニレポート> 「§ 4 についてのコメントを自由に書いて下さい。」